

仕様書

南区役所健康長寿推進課地域支援担当
(担当：野口 電話：681-3167)

1 件名

食育セミナーに係る福祉行事保険

2 契約条件

(1) 概要

すべての市民が、食に関する適切な判断力を養い、生涯にわたって健全な食生活を実現することにより、心身の健康の増進と豊かな人間形成に資することを目的として実施する食育セミナーについて、活動実施に当たって発生した急激かつ偶然の事故によって参加者が身体に被った傷害を補償する保険契約

(2) 行事日数・被保険者数

令和8年9月2日(水)	10人
計1日	延べ10人

(3) 契約者

京都市南区長

(4) 契約期間

令和8年9月2日(水) 午前0時～午後12時

(5) 補償内容

別紙参照

(6) 支払方法

保険料の支払いは、契約日以降に行われる受託者の適法な請求に基づき、請求のあった日から30日以内に支払う。

(7) その他

- ・ 具体的な手続き方法等については受託者と調整する。
- ・ 代理店がある場合はその名称を明記すること。
- ・ 見積書に記載する保険商品のチラシやパンフレットがある場合は併せて提出すること。

3 問合せ先

〒601-8511 京都市南区西九条南田町1-3
南区役所健康長寿推進課地域支援担当(3階37番窓口)
電話：075-681-3167

・ 補償内容

保険の種類	傷害補償	
保険金の種類	死亡・後遺障害 保険金額	467.7万円 (後遺障害：上記金額の4～100%)
	入院保険金(日額)	3,000円/1日
	通院保険金(日額)	2,000円/1日
	手術保険金	①入院中に受けた手術の場合…[入院保険金日額]×10 ②①以外の手術の場合…[入院保険金日額]×5

保険の種類	賠償責任補償		
保険金の種類	施設所有(管理)者 賠償責任補償	身体障害	1名につき(支払限度額) 1億円(免責金額なし)
			1事故につき(支払限度額) 2億円(免責金額なし)
	生産物賠償責任補償	身体障害	1名につき(支払限度額) 1億円(免責金額なし)
			1事故につき・保険期間中(支払限度額) 2億円(免責金額なし)
	受託物賠償責任補償	財物傷害	1事故につき(支払限度額) 1,000万円(免責金額なし)
			1事故につき・保険期間中(支払限度額) 1,000万円(1事故免責金額5,000円)